［略］

L　次の算式Ⅶによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅶ

L ＝ 84.75 ×｛（v － u）／ u｝×（1 ／ 9）＋γ

｛（v － u）／ u｝×（1 ／ 9）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅶの符号

［略］

v　経済センサス活動調査規則によつて公表された令和 3 年 6 月 1 日現在における民営従業者数

γ　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては 0.67 とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては 1.32 とし、町村にあつては 1.75 とする。

M　次の算式Ⅷによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅷ

M ＝ 106.38 ×｛（x － w）／ w｝×（1 ／ 9）＋δ

｛（x － w）／ w｝×（1 ／ 9）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅷの符号

w　経済センサス活動調査規則によつて公表された平成 24 年 2 月 1 日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。）

x　経済センサス基礎調査規則によつて公表された令和 3 年 6 月 1 日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。）

δ　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては 1.66 とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては 2.38 とし、町村にあつては 2.70 とする。

N　次の算式Ⅸによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅸ

N ＝ 60.06 ×｛（z － y）／ y｝×（1 ／ 10）＋ 0.92

｛（z － y）／ y｝×（1 ／ 10）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

L　次の算式Ⅶによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅶ

L ＝ 53.33 ×｛（v － u）／ u｝×（1 ／ 4）＋γ

｛（v － u）／ u｝×（1 ／ 4）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅶの符号

［同左］

v　経済センサス活動調査規則によつて公表された平成 28 年 6 月 1 日現在における個人事業所の従業者数、法人事業所の従業者数及び法人でない団体の事業所の従業者数の合計数

γ　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては 0.87 とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては 1.27 とし、町村にあつては 1.77 とする。

M　次の算式Ⅷによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅷ

M ＝ 79.37 ×｛（x － w）／ w｝×（1 ／ 7）＋δ

｛（x － w）／ w｝×（1 ／ 7）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅷの符号

w　経済センサス活動調査規則によつて公表された平成 24 年 2 月 1 日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を含む。）

x　経済センサス基礎調査規則によつて令和元年 6 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの期間に調査して公表された民営事業所数

δ　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては－ 0.48 とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては 0.98 とし、町村にあつては 1.40 とする。

N　次の算式Ⅸによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅸ

N ＝ 57.80 ×｛（z － y）／ y｝×（1 ／ 9）＋ 0.94

｛（z － y）／ y｝×（1 ／ 9）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。